

## 規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）  
5.6.1に基づくものです。

### プラスチック使用製品設計認定基準について

下記のとおり、清涼飲料用ペットボトル容器、文具、家庭用化粧品容器及び家庭用洗剤容器の設計認定基準を制定する予定ですので、お知らせします。

#### 記

##### 1. 件名

プラスチック使用製品設計認定基準について

##### 2. 対象品目

- (1) 清涼飲料用ペットボトル容器
- (2) 文具
- (3) 家庭用化粧品容器
- (4) 家庭用洗剤容器

##### 3. 趣旨及び目的

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）は、国内におけるプラスチックの資源循環の促進等を円滑に実施するため、プラスチック使用製品の製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項である（プラスチックの使用量の削減、再生プラスチックやバイオマスプラスチックの利用等）プラスチック使用製品設計指針を定めている。

本設計指針に即した設計を行うよう促すため、プラスチック使用製品のうち、特に優れた設計を主務大臣が認定する任意の制度を併設しており、今回4つの品目について設計認定基準を制定する。

4. 公布予定 令和7年7月頃

5. 施行予定 令和8年1月頃

##### 6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
経済産業省 イノベーション・環境局 GX グループ 資源循環経済課  
TEL 03-3501-4978

7. 意見提出期限

WTO・TBT通報から60日後